

板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱

（令和４年１１月４日区長決定）

（目的）

第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、物価高騰等に直面している板橋区内の障がい者（児）福祉施設に対し支援金を交付することにより、障がい者（児）福祉施設の負担軽減を図り、安定的な施設運営の継続を確保するとともに、利用者に対する負担転嫁の防止を目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）障がい者（児）福祉施設

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に定める療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、地域活動支援センター、日中一時支援を実施する施設であって、国及び地方公共団体以外のものが設置するものをいう。
- ② 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める障害児通所支援を実施する施設及び障害児入所施設をいう。
- ③ その他区長が認める事業を実施する施設をいう。

（２）利用者 障がい者（児）福祉施設に在籍する障がい者（児）をいう。

（交付対象）

第３条 支援金の交付対象者は、令和６年４月１日（以下「基準日」という。）時点において、板橋区内に所在する障がい者（児）福祉施設とする。

（支援金交付額）

第４条 支援金の交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

（交付申請）

第５条 障がい者（児）福祉施設の設置者（以下「申請書」という。）は、板橋区長（以下「区長」という。）が別に定める期日までに、別記第１号様式に関係書類を添えて、区長に対して交付申請を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第６条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査し、支援金の交付を決定したときは別記第２号様式により、交付しないことを決定したときは別記第３号様式により理由を付して申請者に通知するものとする。

２ 区長は、前項の規定による支援金の交付の決定に当たり、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

３ 区長は、第１項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第9条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付決定に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。
- 6 第7条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別 表（第４条関係）

交付対象		１施設あたりの交付額
基準日時点において板橋区内に所在する障がい者（児）福祉施設	入所	18,500 円に基準日における在籍者数を乗じた額 ただし、在籍者数が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
	通所	14,500 円に基準日における在籍者数を乗じた額 ただし、在籍者数が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。

年 月 日

板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

（宛 先）東京都板橋区長

事業所名		
所在地		
代表者	住所	
	名称	
	職・氏名	

板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請し、請求します。

記

1 支援金交付申請額

金 _____ 円

（内訳）

	(1) 在籍 利用者数※1	(2) 1 日の 定員数	(3) 支援金交付 対象人数※2	(4) 交付額合計（円） (3) × 単価※3
サービス種別 () () ()				
合計				

※1：在籍利用者数は令和6年4月1日時点の人数

※2：(1)在籍利用者数と(2)定員数を比較して少ない人数

※3：入所施設…18,500円 通所施設…14,500円

2 支援金振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
氏名				

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 支援金交付決定額

金 _____ 円

2 補助条件

板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区障がい者（児）福祉施設物価高騰対策支援金について、下記の理由のとおり交付しないことと決定したので、通知します。

記

不交付の理由	
--------	--